

2012年4月、NPO制度のルールが変わります

認定NPO?

三重県NPO法施行条例 改正案説明会

定款変更?

活動計算書?

今年6月に特定非営利活動促進法(NPO法)が改正され、NPO法人の認証制度に大幅な見直しが行なわれたほか、新たにNPO法に基づき都道府県知事等が行う認定NPO法人制度が創設されました。

これを踏まえ、三重県においても、知事が行うNPO法人の認証事務や認定NPO法人の認定事務等についての必要な事項を定めるため、「三重県特定非営利活動促進法施行条例」及び「三重県特定非営利活動促進法等施行規則」の一部改正を行う予定です。

そこで今回、現在パブリックコメントを実施している条例、規則の改正案に加え、改正NPO法の概要やこれらの改正に伴う法人運営への影響・留意事項等についての説明を行う説明会を開催します。

来年4月からNPO法人の運営において、「変わること」、「しなければならないこと」、「できるようになること」などについて知っていただく機会となりますので、NPO法人の運営に携わる方、中間支援に携わる方など、ぜひご参加ください。

会場

津	2011 12/12月 PM7:00~	みえ県民交流センター ミーティングルームA 津市羽所町700 アスト津3階
伊勢	2011 12/13火 PM7:00~	いせ市民活動センター 北館(いせシティプラザ)2階会議室A 伊勢市岩淵1-2-29
四日市	2011 12/15木 PM7:00~	四日市市なやプラザ 2階会議室2 四日市市蔵町4-17
尾鷲	2011 12/16金 PM7:00~	県尾鷲庁舎 3階301会議室 尾鷲市坂場西町1-1

※下記までお申し込みください

内容

- 改正NPO法の概要
- NPO法施行条例・規則の改正案の概要
- NPO法、条例等改正に伴うNPO法人の運営における影響と留意事項
- 質疑応答

※上記の改正NPO法の概要の中では、認定NPO法人制度や新会計基準の詳細(例えば、認定の基準など)については、時間の都合上行わない予定にしていますので、ご了承ください。

問い合わせ
申し込み先

三重県生活・文化部 男女共同参画・NPO室NPOグループ



〒514-0009 三重県津市羽所町700番地 アスト津3階
TEL.059-222-5981 FAX.059-222-5984
E-Mail:seiknpo@pref.mie.jp